

はしがき

本書は、標準的なリース契約書の各条項を出発点として、その趣旨、関連する法律、裁判例・学説、実務上の注意等を可能な限り網羅的に解説することを試みた本です。

本書の執筆のきっかけは、ある建設機械のリース会社の破産管財事件を担当したことです。そのリース会社は、複数のリース会社から、割賦販売でリース物件を取得して他社に転リースしていたほか、リースを受けて同様に転リースしているケースもあり、我々は、短期間のうちに多数のリース契約書に接する機会を得ました。

他方、当事務所においては、建物賃貸借契約書、建設工事の下請契約書について契約条項を出発点とした解説書を出版したことがあります。幸いにも好評を得ることができ、リース契約書にもそのような解説書があれば、リース業に携わる方にとって必ずやお役に立てるであろうと考えました。

リース契約に関連する法令としては、民法、倒産法（破産、特別清算、民事再生、会社更生等）、民事訴訟法、民事執行法、各種税法、暴力団排除条例等があります。これらの概説書や逐条解説を勉強することでリース契約の理解を深めることも考えられます。しかしながら、そうしたやり方の場合、リース契約とは直接関係のない事項も多く学習せざるを得ないことになり、膨大な時間がかかるためビジネスへの即効性が低いように思われます。また、抽象的な法律概念を習得した上で、実際のビジネスに適用することには別のハードルがあります。さらには、リース契約は民法の典型契約とは異なる契約類型であるため、その理解も深める必要があります。

これに対し、リース契約書には、契約の成立から終了までリース取引において必要とされる合意が規定されているので、その各条項を出発点として、その趣旨、当該条項に関連する法令、判例・学説等を一通り学習すれば、リース契約が予定しているビジネスの法務を一応網羅することができ、即ビジネスに役立てることができ。なお、本書で取り上げたリース契約書の条項

は、上述したように我々が破産管財業務で触れた契約書を参照しつつ、やや不合理と思われる条項や、不適切な表現等を手直したもので、結果としてより標準的な契約条項になったものと自負しています。

本書は、もちろん1ページ目から通読していただいても結構ですが、契約書の条項を出発点としていることから、実務において気になった条項からお読みいただくことをむしろ想定しています。

なお、本書は、上記破産管財事件の破産管財人 本間伸也、管財人代理 山平喜子、同 芥川壮介、同 山口陽一郎、同 岡田武士、同 水野良昭、同 千葉健太郎、同 高野諒平、同 原田宜彦、同 鈴木雄斗、同 小幡拓郎、同 鬼頭良弥各弁護士との共同執筆によるものです。

また、本書の執筆、出版にあたっては、株式会社商事法務の浅沼亨取締役と藤井皓一郎氏に多大なるご尽力をいただきました。遅々として進まない原稿を辛抱強くお待ちいただくとともに、ひとたび脱稿するやめざましいスピードで出版にこぎ着けていただきました。心から感謝します。

2026年1月

執筆者を代表して

那須・本間法律事務所 弁護士 本間 伸也